

## EU デジタル・コンテンツ指令の現状

欧州委員会は、EU に単一デジタル市場をつくる法律的な枠組み（フレームワーク）を定義するためのイニシアティブをいくつか発表した。その一つ「一般データ保護規則」（GDPR、EU 規則 2016/679、規則全文は[ここ](#)をクリックすれば見ることもできる）は、2018 年 5 月 25 日に実施予定である。この規則は、個人データの処理およびその自由な移動に関する自然人の保護に関するもので、自然人の個人データの保護に関する権利についての原則とルールから成る。

しかし、いわゆる「個人」のデータ以外のデジタルデータの収集、処理、アクセス、移送、利用、所有または管理のための法律上のルールについては、依然として構成国内に制約があり、EU 法規にも法的な不確実性がある。欧州におけるデジタル市場の成長が、データの収集、処理または蓄積する必要のある特定の地域を、地理的に定義して規定する法的障壁によって阻害されるかも知れない。

また、現行の欧州消費者法は、消費者とデジタル・サービス・プロバイダーとの間のビジネス関係について、何らの規定も置いていない。特に、サービスが停止した場合のデジタル・コンテンツへのアクセスや、消費者がサービスを利用して創作したデジタルデータの所有権と管理、そして消費者とプロバイダー間の契約の終結のための条件などについての規定はない。

これについて EU 加盟国は、問題を具体的に解決するための「デジタル・コンテンツ指令」（DCD）の作成に着手している（指令の全文は[ここ](#)をクリックすれば見ることもできる。）

DCD 案では、契約条件に従ってデジタル・コンテンツの供給ができない場合に消費者が契約を終結し、利用者が創作したデータを契約終結後に回収する権利を行使できるような規定を定めている。

この DCD 案についての議論はまだ終わってはおらず、改訂案がいくつか発表されている（改訂案は[ここ](#)をクリックすることで見ることもできる）。少なくとも 3.6 条と 16 条については、書面で意見書を提出するよう加盟国は要請を受けている。2017 年 4 月 11 日現在までに提出された意見書は、[ここ](#)をクリックすることで見ることもできる。

DCD 案の 3.6 条によれば、デジタル・コンテンツの供給及びその要素に関する当事者の義務及び救済に DCD は適用されない。同 16 条は、契約の終結条件及びプロバイダーの義務に関連する。この場合、プロバイダーの義務とは、消費者が提供したコンテンツ及び提供者が保有する他の利用者創作データを検索する技術手段を提供する義務である。

ここでの難しい問題の一つは、デジタル・コンテンツ・サービスが、インターネット、電話、ゲーム、デジタルテレビ、ビデオ・オン・デマンド・サービス、クラウド・ストレージなどのさまざまな通信バンドルと関係していることである。契約でカバーされるサービスのうち、デジタル・コンテンツの部分だけを切り出して終結させるのは、実際には不可能であろうし、技術的にも問題がある。

電気通信分野に適用される EU 消費者法または加盟国の消費者との抵触問題については、加盟国も指摘している。データ保護問題に関する「欧州データ保護管理者」(European Data Protection Supervisor) は、GDPR と抵触する恐れがあることを指摘し、DCD の適用範囲を明確にするよう勧告している(2017 年 3 月 15 日付の監督官の意見書は、[ここ](#)をクリックすることで見ることができる)。このように、DCD 草案はまだ完全ではなく、改善と明確化の余地が残されている。しかし、デジタルデータに関する権利と義務についての、一貫した簡便な法律的な枠組みに対するニーズがあることは明らかである。

この新しい法律的な枠組みは、デジタル・サービスについてのソフトウェア・ライセンスやハードウェア・デリバリーに関する既存の法律的なフレームワークの上に構成されるものであり、それらに従属するものである。

DCD は、デジタル市場での多くのサービスに実質的な影響を与えるであろう。それはインターネットやテレビなどへの影響をはるかに超えるかも知れない。それは、EU における新しいデジタル・ビジネス・モデルの開発やソーシャル・ネットワーク、ビッグ・データ、クラウド・コンピューティング、サイバー・セキュリティ、e-ヘルス、e-コマースなどの分野での新しいサービスの発展に大きな影響を与えるであろう。

消費者のプライバシーやセキュリティへの懸念(特に個人データ処理への同意の撤回の自由)と、便利なデジタル・サービスの発展のための環境との間の公正なバランスを保持する必要があるだろう。